

エンジョイ BB プラン（スタンダード）特約

（本特約の目的）

- 第1条 エンジョイ BB プラン(スタンダード)特約（以下「本特約」といいます）は、当社が提供するエンジョイ BB プラン(スタンダード)（以下「本サービス」といいます）の利用について定めるものです。
- 2 本特約がエディオンネット契約約款と異なる定めをしているときは、本サービスの提供に関する場合に限り、本特約の規定が優先します。

（本特約の適用対象者）

- 第2条 本特約の適用対象者は、ソフトバンク株式会社（以下「ソフトバンク」といいます）が定める「SoftBank ブロードバンドサービス基本規約」および「SoftBank ブロードバンド ADSL」個別規程に基づき提供される「SoftBank ブロードバンド ADSL」サービスの利用者となり、本特約は本サービスに関する契約者と当社との間の一切の關係に適用されます。

（料金等の計算方法）

- 第3条 課金開始日以降月毎に支払う料金等は、料金月（当社が利用契約毎に定める暦月の一定の起算日から翌暦月の起算日の前日までの間をいいます。）に従って計算します。なお、本サービスの課金開始月については、ソフトバンクが定める「SoftBank ブロードバンド ADSL」の課金開始日から起算し、当該末日までの間の料金を日割計算するものとします。この場合日割計算は当該月の暦日数を用いて行うものとし、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を四捨五入するものとします。
- 2 本契約が解除、解約等の理由の如何を問わず終了した場合は、解除または解約がなされた月の月末までの料金等を支払うものとします。

（サービス変更）

- 第4条 契約者が利用する「SoftBank ブロードバンド ADSL」サービスを同じくソフトバンクが提供する「SoftBank ブロードバンドステッププラン」サービスに変更した時は、当社が提供する接続サービスプランは、当該変更時点より自動的に「エンジョイ BB プラン(ステップ)」に変更されるものとします。
- 2 前項のほか、本サービスの変更が本特約の変更該当する場合は、エディオンネット契約約款第3条の定める変更手続きによるものとします。

（契約者の通信機器等）

- 第5条 契約者が本サービスを利用するために必要な通信回線料金等は、契約者が別途これを負担するものとします。
- 2 契約者は、本サービスを利用するために必要な通信機器等の維持管理を自らの責任と負担で行なうものとします。

（情報の管理）

- 第6条 契約者は、本サービスを使用して受信または送信する情報については自らの責任と負担で本サービス用設備の故障等による消失を防止するための措置をとるものとします。

（情報の開示）

- 第7条 当社は、エディオンネット契約約款に基づき契約者から契約事項の変更の届け出を受けた場合、本特約2条に記載の「SoftBank ブロードバンド ADSL」サービス利用のための契約を維持する目的で、氏名、住所、電話番号をソフトバンクに提供します。

（特約の変更）

第8条 当社は、以下の場合に、当社の裁量により本特約を変更できるものとします。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の特約に基づきます。

(1) 本特約の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき

(2) 本特約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

2 当社は、前項第2号による本特約の変更にあたり、変更後の本特約の効力発生日までに、本特約を変更する旨および変更後の本特約の内容とその効力発生日を、事前に相応の期間をもって当社のホームページ (<https://www.enjoy.jp>)、店頭配布物、掲示などで通知します。

附則

(実施期日)

本特約は、2005年9月1日から実施します。

附則

(実施期日)

本特約は、「エンジョイ BB 特約」を改称し、2012年6月1日から実施します。

附則

(実施期日)

本特約は、「エンジョイ BB プラン (スタンダード) /エンジョイ BB 特約」を改称し、2020年4月1日から実施します。